

福岡市みどりの基本計画 (案)

福岡市

—目次—

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の背景と目的	2
2 計画の概要	3
(1) みどりの基本計画とは	3
(2) 計画の位置づけ	3
(3) 目標年次	3
3 本計画におけるみどりの定義と役割	8
(1) みどりの定義	8
(2) みどりの役割	10
4 計画の構成	12
第2章 みどりの状況と課題	13
1 社会動向	14
(1) 世界的動向	14
(2) 国の動向	17
(3) 福岡市を取り巻く社会環境の変化	22
2 福岡市のみどりの状況	28
(1) みどりの特徴	28
(2) みどりの状況	30
(3) 施策の変遷	40
(4) 市民意識	42
(5) 前計画の評価	59
3 福岡市のみどりの課題	66
第3章 基本理念とみどりの将来像	69
1 基本理念	70
2 みどりの将来像	72
3 みどりの将来像の実現に向けて	74
4 計画の目標	77

第4章 計画推進に向けた方針 83

1 基本方向別	85
基本方向1：みどりの骨格を守る	85
基本方向2：山と海をみどりの道で結ぶ	90
基本方向3：みどり豊かな拠点を創る	96
基本方向4：身近な暮らしの中のみどりを活かす	107
基本方向5：みどりで安全・安心なまちを支える	114
基本方向6：行政・市民・企業など多様な主体がみどりのまちづくりに携わる	120
2 地域別	126

第5章 区別計画 131

1 東区	134
2 博多区	136
3 中央区	138
4 南区	140
5 城南区	142
6 早良区	144
7 西区	146

第6章 計画の進行管理 149

1 進行管理のサイクル	150
2 モニタリング指標	151

第1章

計画の 基本的事項

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景と目的

福岡市は、1994（平成6）年の都市緑地保全法の改正において、市町村が定めることができる「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」が位置づけられたことを踏まえ、1999（平成11）年に「福岡市緑の基本計画」を策定しました。その後、上位・関連計画の策定・改定に合わせて、2009（平成21）年「福岡市 新・緑の基本計画」（以降、「前計画」という）に改定しました。福岡市では、前計画において、豊かな自然環境を次の世代に引き継ぎ、持続的に発展していくため、基本理念として、「風格ある緑豊かな環境共生都市・福岡をめざして～市民・地域・企業とともに～」を掲げ、みどりあふれるまちづくりをこれまで進めてきました。

現在、世界においては、地球規模での気候変動の深刻化や自然災害の頻発化・激甚化、生物多様性¹の損失などが、人々の生活環境に大きな影響を及ぼし、脱炭素²やネイチャーポジティブの機運が高まるとともに、Well-being³やダイバーシティ&インクルージョン⁴などの新たな価値観が重視されるなど、社会経済情勢は大きく変化しています。

また、国土交通省においては、2019（令和元）年に「グリーンインフラ推進戦略」を公表し、環境・防災・地域振興などの課題の解決に、自然環境の有する多様な機能を活用することの重要性が示されるなど、まちづくりにおいて、みどりが担う役割の重要性が高まっています。

今後のまちづくりを進めていくうえでは、自然環境が有する多様な機能が、様々な社会課題に対して適切に発揮されるよう、みどりの保全や創出、活用にこれまで以上に取り組むとともに、都市計画や環境、景観などの各分野とも連携し、多角的かつ戦略的に取り組みを展開していくことが必要です。

このような背景を踏まえ、福岡市では、市民や企業などの多様な主体との共働によるみどりのまちづくりを一層推進していくことを目的として、今回、新たに「福岡市のみどりの基本計画（以下、本計画）」を策定します。

1 生物多様性：生態系の多様性、生物種の多様性、種内の遺伝子の多様性という3つを併せて生物の多様性という。

2 脱炭素：温室効果ガスの排出を減らし、将来的に排出量を実質ゼロにすることをめざす取り組み。

3 身体的、精神的、社会的に良い状態であることを言い、充実や幸福感に近い概念。

4 ダイバーシティ&インクルージョン：ダイバーシティ（diversity）は多様性、インクルージョン（inclusion）は包摂性。多様性を認め合い、誰もが自分らしくいられること。

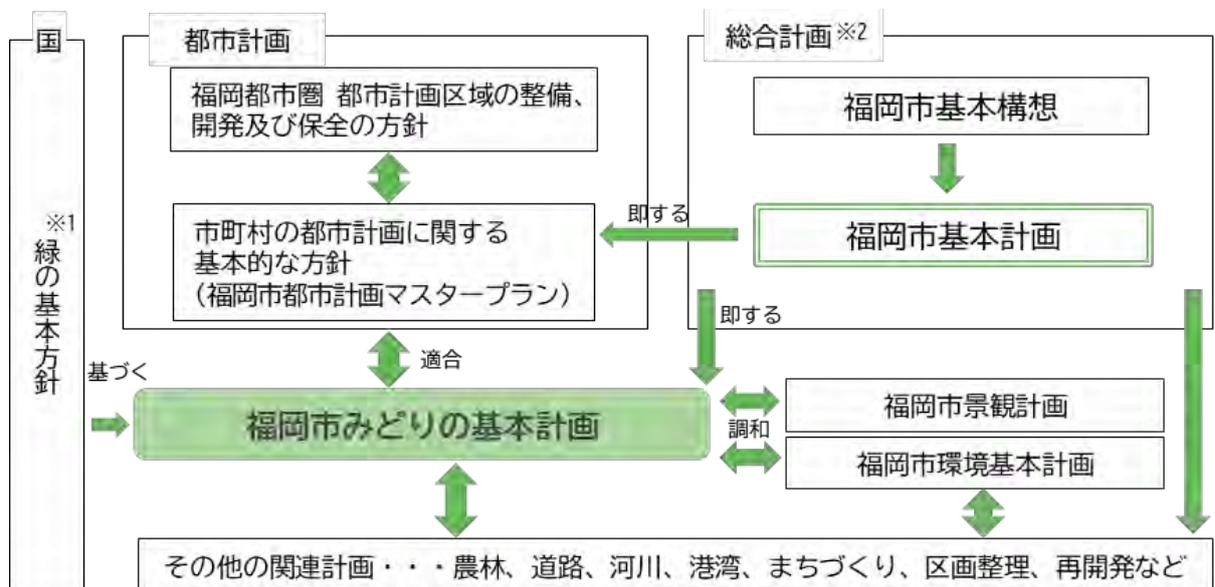
2 計画の概要

(1) みどりの基本計画とは

みどりの基本計画とは、都市緑地法に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画のことで、みどりの将来像や目標、施策の方針などを定めた、みどり全般に関する幅広い総合計画であり、市民・企業・行政などの各主体が、みどりのまちづくりに取り組むための基本的な方針を示すものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、国の「緑の基本方針」に基づくとともに、「福岡市基本計画」等の上位計画や、「福岡市都市計画マスタープラン」等の関連計画との整合を図り、それらのみどりに関する部門を支える計画として位置づけています。▶図1-1 参照



※1：都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針／国土交通省（R6.12.20策定）
 ※2：福岡市では、総合計画に基づく各施策の推進により、SDGsの実現に取り組んでいます

図1-1 福岡市みどりの基本計画の位置づけ

(3) 目標年次

本計画の目標年次は、2034（令和16）年度とします。

※計画期間：2025（令和7）年度から2034（令和16）年度までの10年間

コラム 主な上位・関連計画の概要

● 緑の基本方針（都市における緑地の保全や緑化推進に関する基本的な方針）

都市緑地法等の一部を改正する法律（2024（令和6）年5月29日公布・同年11月8日施行）では、国土交通大臣が定める都市における緑地の保全や緑化推進に関する基本方針（以降、「緑の基本方針」という）が創設され、2024（令和6）年12月20日に同方針が策定されました。市町村が緑の基本計画を定めるにあたっては、緑の基本方針に基づく必要があります。

【全体目標：緑の基本方針が掲げる将来的な都市のあるべき姿】

人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-beingが実感できる緑豊かな都市

上記の全体目標を実現するため、国全体として都市の緑地を郊外部も含め保全・創出し、そのうち市街地については緑被率が3割以上となることをめざすとともに、緑の基本計画等において、以下の3つの都市の実現に向けた取組み及び関連する指標等を位置づけることを都道府県及び市町村に促しています。

1. 環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市

・地球温暖化対策計画（2021（令和3）年10月22日閣議決定）においては、森林等の吸収源対策の項目の一つとして「都市緑化等の推進」が位置づけられており、当該分野における取組の目標（2030（令和12）年度における都市緑化による吸収量約120万t-CO₂/年）の達成に向けて、官民連携した緑地の保全・整備・管理及び緑化の総合的な取組を推進することにより、環境への負荷が小さい緑豊かな都市を実現し、カーボンニュートラルの実現に貢献する。

2. 人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市

・緑地の確保を進めるとともに、適切な樹林更新等による緑地の質の向上を図り、緑地を生態系ネットワーク¹として有機的に結びつけることで、広域レベルでの緑地の量的拡大・質的向上を推進する。

3. Well-beingが実感できる水と緑豊かな都市

・地域の実情に応じた緑地の質・量の確保を図り、精神的・身体的な健康の増進、コミュニティの醸成、都市のレジリエンス²の向上等のグリーンインフラとしての多様な機能を発揮させていく。

市町村においては、地域の実情をよく把握している基礎自治体として、それぞれの地域の状況を踏まえた緑の基本計画を策定し、市町村における緑地の保全及び緑化の推進に関する措置を総合的に示し、計画的かつ積極的に当該措置を講じていくことが求められています。

¹ 生態系ネットワーク：都市や郊外に点在する緑地や水辺などをつなぎ、生きものが移動・生息しやすい環境をつくるしくみ。

² レジリエンス：災害や気候変動などの影響を受けても、地域や環境が柔軟に対応し、元の状態やより良い状態に回復できる力。

●第10次福岡市基本計画

「福岡市基本計画」は、「福岡市基本構想」に掲げる都市像の実現に向けた方向性を、まちづくりの目標や施策として総合的・体系的に示した10年間の長期計画であり、2024（令和6）年12月に「第10次福岡市基本計画」を策定しました。

【みどりに関連する主なポイント】

<目標4> 人と自然が共生し、身近に潤いと安らぎが感じられる

- ・行政・市民・地域・企業などの多様な主体が共働して博多湾や河川、緑地などの保全、生物多様性の確保に取り組む。
- ・公園や道路などの公共空間や公開空地などの私有地において、市民や企業との連携、共働を進めるとともに、立地の特性に応じた公園などの整備や維持管理、魅力向上を取り組むなど、市民が花や緑などの身近な自然に囲まれ、潤いと安らぎを感じられるまちづくりを進める。

<目標6> 都市機能が充実し、多くの人や企業から選ばれている

- ・博多湾や那珂川などの水辺や通り、広場などのオープンスペースを活用し、花や緑、文化芸術、歴史などにより、彩りと潤い、賑わいがある魅力的なまちづくりを進める。

<空間構成目標> 緑の骨格

- ・緑や水辺で構成される「緑の骨格」は、福岡らしい風景をつくり、市民の憩いの場を創出するとともに、気候変動への対策や生物多様性の確保など、大きな役割を果たしている。



図 1-2 都市空間構想図

出典：第10次福岡市基本計画

●福岡市都市計画マスタープラン

福岡市都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針で、福岡市総合計画や県が定める「福岡都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」に即して定めるものです。

この計画では、都市計画に係わる施策を総合的かつ体系的に展開していくための指針であり、都市づくりの基本的な方針として定める8つの部門のひとつに「みどりづくり」が含まれており、都市の持続可能な発展と市民の快適な生活環境の実現に不可欠な要素として位置づけられています。

●福岡市環境基本計画

福岡市環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的施策の大綱を定めるものとして、「福岡市環境基本条例（平成8年福岡市条例第41号）」に基づいて策定するものです。

この計画では、めざす環境都市像を「人・まち・自然が調和し、心豊かに住み続けられるアジアのモデル都市」とし、その実現に向けて、分野横断的に取り組む必要がある施策として「環境行動を実践するまちづくり」「環境経営を実践するまちづくり」の2つを設定しています。また、環境課題の柱として着実に取り組む必要のある施策として5つを設定し、そのひとつに多様性にあふれた自然共生のまちづくり」を掲げ、みどりの保全・創出・活用を図ることが示されています。

●福岡市景観計画

福岡市景観計画は、景観法第8条第1項の規定に基づく良好な都市景観の形成に関する計画であり、市全域を景観計画区域として指定し、そのうち、福岡市を代表する地区や個性ある地区等、特に良好な景観の形成を図るべき地区を「都市景観形成地区」と定めています。

この計画では、景観形成の目標像として、「顔のあるまち」「個性がいきるまち」「魅力を感じるまち」とし、市民や来訪者にとって、魅力と心地よさが感じられる、大都市の賑わいと地方都市の優しさが調和した福岡らしい都市景観の形成をめざしています。

また、景観形成の基本方針として4つの方針のひとつに「みどりを守り、創り、生かした景観づくり」を示しており、みどりは、地域の自然や歴史、文化を反映した美しい景観を形成する上で重要な役割を担っています。

●福岡市農林業総合計画

福岡市農林業総合計画は、今後の農林業振興のための施策・事業実施の総合的な指針であり、国及び県等の農林業振興に関する計画と整合性のあるものとして定めています。

この計画では長期的な目標として、農業は「食べ物がおいしいまちを支え、農とともにある豊かな暮らしをつくる」、林業は「みんなで守り・楽しみ・活かす都市・ふくおかの森づくり」を定めています。

3 本計画におけるみどりの定義と役割

(1) みどりの定義

本計画で対象とする「みどり」は、市域内における

- ・公園・緑地、オープンスペース、森林、農地
- ・道路、商業地、住宅地、港湾・工業地、公共施設等の花や緑
- ・河川・水面等それらと一体の花や緑

としています。



また、湾内の水面も「みどり」とともに良好な環境を形成する重要な要素と位置づけます。

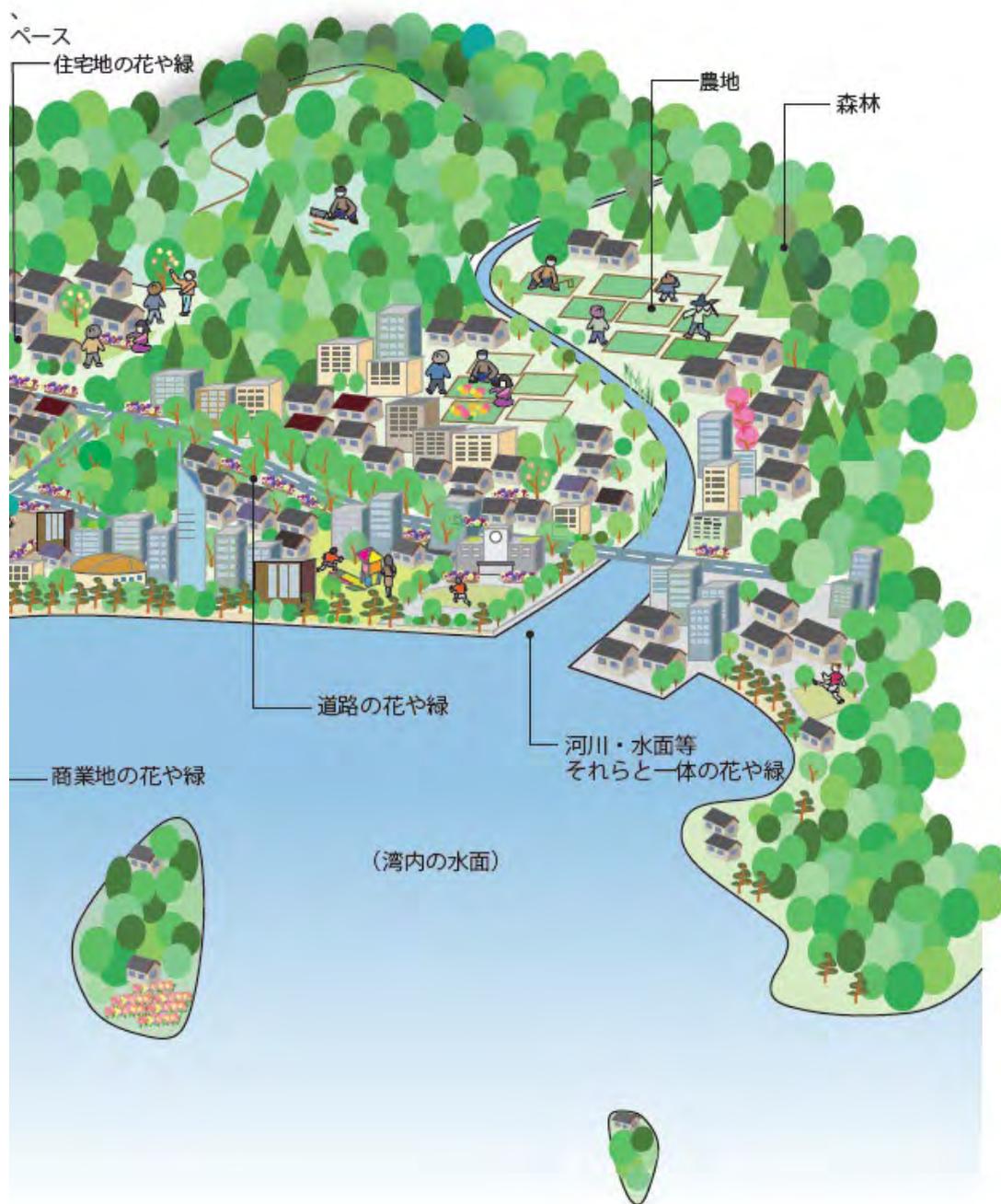


図1-3 本計画が対象とする「みどり」のイメージ

※本イラストは現時点でのイメージ図であり、今後、解像度を高めたものを作成していくもの

(2) みどりの役割

みどりは、人々の豊かな生活を生み出していくため、精神面、物質面ともに多様な役割を担っています。福岡市では、都市の特性や都市づくりの方向から、大きく次の7つの役割が求められています。

存在効果

環境の保全

- ・ CO₂の吸収・固定
- ・ 生物多様性の保全・回復・創出（生物の生息・生育環境の確保）
- ・ 健全な水環境の確保（雨水の貯留浸透、水源かん養）
- ・ 大気の浄化、騒音・振動の吸収
- ・ 緑陰形成、ヒートアイランド現象緩和

防災・減災への貢献、災害時の安全・安心の提供

- ・ 雨水流出の抑制（浸水被害の軽減）
- ・ 防風、土砂流出防止、延焼防止
- ・ 災害時の避難地、防災拠点

魅力的な景観の形成

- ・ 季節感のある美しい街並みの形成
- ・ 福岡らしい風景の創出

まちの賑わいや豊かな暮らしの創出

- ・ 人を呼び込み、賑わいや活力、魅力を創出
- ・ 観光客や市民、企業の交流の拠点
- ・ 様々な好循環（森林資源、農水産物）により豊かな暮らしを創出

文化芸術や歴史の継承

- ・ 地域の歴史・文化の継承
- ・ アート・芸術活動の拠点

Well-being の向上

- ・ ストレス緩和とリラックス効果をもたらす癒し
- ・ 多様な活動（休養、憩い、運動、遊び、健康・福祉増進、自然とのふれあい）の場の提供
- ・ コミュニティ活動の拠点、市民参画の場

子育て・教育への寄与

- ・ 子ども・若者の健全な育成の場の提供
- ・ 環境教育等の学びの場の提供

利用効果

コラム みどりの存在効果と利用効果

みどりの役割には、存在することで一定の機能を発揮する「存在効果」、人の利活用により機能を発揮する「利用効果」があります。



雨水の貯留浸透、水源かん養



生物の生息環境



緑陰による都市環境向上（街路樹）



公園を調整池として活用



防風機能のある海岸の松林



防災フェスタ（運動公園）



春を感じられるイベント



紅葉したイチョウ並木（街路樹）



福岡城跡と舞鶴公園



イベントによる賑わい



イベントによる交流の場



農作物の収穫体験（市民農園）



歴史を感じられる樹木（保存樹）



日本庭園（歴史公園）



ボタニカルアート講座



心身のリフレッシュ



スポーツを楽しむ



地域等の交流の場



植樹体験



誰もが遊べる遊具広場



環境学習

4 計画の構成

本計画の構成は以下のとおりです。

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景と目的

2 計画の概要

3 本計画におけるみどりの定義と役割

4 計画の構成

第2章 みどりの状況と課題

1 社会動向

2 福岡市のみどりの状況

3 福岡市のみどりの課題

第3章 基本理念とみどりの将来像

1 基本理念

花と緑と笑顔あふれるまち・福岡をめざして
～みんなで守り、つなぐ、“みどり”のまち～

2 みどりの将来像



3 みどりの将来像の実現に向けて

基本方向1 みどりの骨格を**守る**

基本方向2 山と海をみどりの道で**結ぶ**

基本方向3 みどり豊かな拠点を**創る**

基本方向4 身近な暮らしの中のみどりを**活かす**

基本方向5 みどりで安全・安心なまちを**支える**

基本方向6 行政・市民・企業など多様な主体がみどりのまちづくりに**携わる**

4 計画の目標

第4章 計画推進に向けた方針

1 基本方向別

2 地域別

第5章 区別計画

1 東区

2 博多区

3 中央区

4 南区

5 城南区

6 早良区

7 西区

第6章 計画の進行管理

1 進行管理のサイクル

2 モニタリング指標